

お知らせ

子育て支援のための補助事業を創設しました

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

保育所に入所できず空き待ちをしている人の経済的な負担を緩和したり、育児休業を取りやすい環境づくりを推進したりするため、補助事業を創設しました。

保育士確保・定住促進事業補助金

保育士の確保と市内への定住を促進するため、市外在住の保育士資格などを持つ人が三豊市へ移住する際にかかる費用に対する補助事業です。

対象

保育士、保健師、看護師または准看護師の資格を持つ人で、市外に住所を有し、市立保育所または市内の認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）での就労を目的として、本市に転入する予定の人。

※ひとり親の場合は、市内に住所を有する人も対象となります。

条件

- 対象者のうち、次の全ての項目を満たしていることが条件です。
- 市内に転入（住民登録）すること
- 市税などを滞納していないこと
- 申請日の6カ月前までの間に、市立保育所または市内の認可外保育施設で就業していること



労していないこと

- 市立保育所または市内の認可外保育施設で継続的に5年以上勤務し、市外へ転出しないこと
- 平成28年3月31日までの間に申請すること

補助対象経費

- 転出元から転入先までの交通費（鉄道運賃など）
- 引っ越し費用（入居前後の宿泊費も含む）

補助金額

補助対象経費の合計額と同額を補助します。ただし、30万円が上限です。

認可外保育施設利用者支援補助金

三豊市立保育所に申し込みをしたが入所できず、認可外保育施設を利用しながら空きを待っている人の経済的な負担を軽減するための補助事業です。

対象

- 次の全ての条件を満たしている人
- 就学前児童のうち、平成27年4月1日現在で0歳・1歳である第1子児童を扶養していること
- 市立保育所への入所待ちをしており、市税などを滞納していないこと
- 市から「保育の必要性」についての認定を受けていること
- 認可外保育施設（事業所内保育施設を

除く）に月ぎめで契約し、保育料を滞納せずに入所していること

実際に支払った額を補助します。ただし、補助対象期間1カ月につき、児童1人当たり2万円が上限です。

長期育児休業等取得 促進支援事業補助金

子どもの公的な育児休業が満了となった後も、経済的な負担を緩和し、家庭で子どもを保育しやすい環境を推進するための補助事業です。

対象

- 次の全ての条件を満たしている人
- 市内に住所を有する（住民登録している）こと
- 市税などを滞納していないこと
- 育児休業の対象となる子どもが1歳の年度末まで、保育所などの日々の保育を必要とする施設や事業を利用したり、在籍したりしていないこと
- 育児休業給付金などを受給しておらず、父または母が家庭で子どもを保育していること

補助金額

育児休業給付金または育児休業手当金として給付されていた額に相当する額。ただし、計算に当たって使用する乗率は50/100とします。

じんけん探訪45

12月4日から10日は「人権週間」です

これは、1948（昭和23）年12月10日に、国連が「世界人権宣言」を採択したことを記念したものです。

日本の障がい者に関する法律が大きく変わりました。その変化と、来年の春から実施される「障がい者差別解消法」について紹介します。

障がい者制度改革の背景

障がい者手帳を持つ人は全国で798万人、三豊市では4千人です。手帳を持たない人も含めると人口の1割程度という声もあり、障がい者の人権擁護が大きな社会問題となっています。

また、2014年、日本は国連障害者権利条約を締結。国内法を国際基準に適合させる

三豊市における障がい者手帳保持者数 (2015年3月末現在)			
身体	知的	精神	合計
3,286人	491人	231人	4,008人

必要性が生まれました。この条約は、障がいを理由とするあらゆる差別を禁止し、ユニバーサルデザインなどの「合理的配慮」の推進を重視しています。

障がい者の定義を変更

国内外の動きに合わせて、次のような法改正が進められました。

- ①障がい者基本法が改正され、障がい者とそうでない人が一緒に暮らせる共生社会の実現が、国や地方公共団体の責務となりました。

障がい者の定義も変わり、医学的障がいだけでなく、社会的障がい（社会が障がい者に困難を強いている）を解決するために、障がい者差別を禁止し、できる限りの配慮（合理的配慮）を明記しました。

- ②障がい者雇用制度が改革され、障がい者雇用率が引き上げられました。
- ③障害者虐待防止法が制定され、虐待を発見した人は都道府県や市区町村に通報する義務が課せられました。
- ④障害者優先調達推進法により、

国や地方公共団体などは障がい者就業施設や法定雇用率を満たす事業所などから、優先的に物品などを調達することになりました。

障がい者差別解消法

2016年4月から、障がい者差別解消法が実施されます。この法律では、次のようなことを定めています。

- 障がいを理由とする不当な差別を、国民全てに禁止する。
- 障がい者が不利益を被らないよう、公的機関は合理的配慮を法的義務とする（民間は努力義務）。

市では、この法律の施行に向けて現在、市民の啓発と職員の研修に努めています。例えば、耳が聞こえにくい人は「耳マーク」のカードを掲げれば、職員が筆談で対応します。



※耳マークについてのお問い合わせは福祉課（☎73-3015）まで

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008



地域力で安全・安心

お気付きですか？

黄色に赤の看板。これは、県警が平成22年度から整備した緊急警報装置で、この付近に設置された防犯カメラとともに、24時間、私たちの暮らしを見守ってくれています。



防犯カメラ



緊急警報装置

駅や学校周辺、公園などに設置された防犯カメラは28カ所。警報ボタンが押されると、赤色灯とサイレンが周囲に異常を知らせ、地域の住民から警察に連絡が入るといった連携体制が取られています。防犯カメラの存在により、地域の防犯力が格段に高まっています。

▼問い合わせ 総務課 ☎73・3000